「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正について

令和８年３月31日
農林水産省経営局

１．改正概要

平成31年３月の自己資本比率規制に関する告示等の一部改正において、証券化商品に係る信用リスク・アセットの計算方式を見直して新たな計算方式が導入されたことに伴い、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」で定める決算速報の様式において、単体・連結の自己資本比率の記載上の注意中の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額に係る内訳表に「1250％のリスク・ウェイト適用分」欄を追加することとする。

２．適用日

令和８年３月31日